

10 相談支援の充実等について

10 相談支援の充実等について

(1) 相談支援の充実について

① 計画相談支援及び障害児相談支援に係る平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定について

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の内容については、障害福祉課資料「1. 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定について」において前述したとおりであるが、そのうち計画相談支援及び障害児相談支援に関しては、計画相談支援等の全体的な質を向上するとともに、質の高い支援等を実施している事業者を適切に評価すること等を目的に、

- ・ モニタリング実施標準期間の見直し
- ・ 相談支援専門員 1 人あたりの標準担当件数の設定
- ・ 特定事業所加算の見直し
- ・ 高い質と専門性を評価する加算の創設
- ・ 計画相談支援の基本報酬の見直し

等の所要の見直しを行うこととしている。

関連法令、告示等については所要の手続きを経た後、順次お示しすることとするが、管内の各市町村や事業所等に見直しの内容について周知いただき、平成 30 年 4 月以降の円滑な施行のための準備について遺漏なきよう努められたい。【関連資料 1】

② 指定特定相談支援事業等について

平成 29 年 12 月末時点における障害福祉サービス利用者に占める計画作成割合は、計画相談支援が 98.8%、障害児相談支援が 99.5%であり、計画作成がほぼ完全実施されている状況であるが、一部の地方自治体では低調な状況にあり、法律に基づく適正な支給決定プロセスが確保されるよう、速やかに相談支援体制の整備を図られたい。【関連資料 2】

また、特に障害児相談支援においては、セルフプランの割合が約 3 割と比較的高い状況となっている。セルフプランについては、相談支援事業者によるモニタリングが行われず、適切なサービス利用に向けたきめ細かな継続的支援が提供されない恐れがあるので、管内の市町村において例えば以下の取組を行うことを促し、地域の相談支援体制の更なる充実が図られるよう努められたい。

- ・ セルフプランを作成している者への意向調査を行うことにより、相談支援専門員によるケアマネジメントを希望する者の有無等の把握
- ・ 計画相談支援を提供する体制が十分でないためセルフプランを作成している者が多い市町村については、体制整備のための計画作成
- ・ セルフプランにより支給決定されている事例について、基幹相談支援センター等による事例検討において一定程度数を検証

さらに、指定特定相談支援事業所等及び相談支援専門員については、平成 25 年度から着実に増加している一方で、手厚い体制が整えられている事業所は少ない状況である（平成 29 年 4 月時点の特定事業所加算適用事業所は、全体の 5%に留まる）。市町村においては、必要に応じて管内の相談支援事業所に対し、支援体制の充実を促すとともに、今般の報酬改定の見直しにより拡充される特定事業所加算の適用などを通じて体制強化を図られたい。【関連資料 3】

③ 基幹相談支援センターについて

基幹相談支援センターについては、平成 29 年 4 月時点で設置市町村の割合は 30%であり、一部の都道府県においては、設置している市町村が未だにない状況も見受けられる。【関連資料 4】

同センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関であり、相談支援事業者に対する専門的な指導・助言や人材育成の支援を行うことも期待され、地域の相談支援体制の充実を図るためには同センターを有効に活用することが重要である。

また、10.（2）において後述するとおり、基幹相談支援センター等に配置し、地域における相談支援の指導的役割等を担う主任相談支援専門員を創設し、平成 30 年度より国において養成を開始するとともに、基幹相談支援センターの未設置自治体が今後同センターを設置する際の参考となるよう、センターにおける取組の好事例等を収集した手引きの作成等も行おうこととしている。本手引きが完成次第、各都道府県にも紹介するので、今後、本手引き等も参考としながら、管内の各市町村に対し同センターの設置に向けた積極的な働きかけを行うよう努められたい。【関連資料 5】

④ 協議会について

協議会は、地域の課題を共有し、その課題を踏まえ、地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割を担っており、地域で障害者を支えていく上で核となるものである。市町村の協議会については、平成 27 年度から地域生活支援事業費等補助金の市町村メニューとして、「協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援」を補助の対象としており、本事業の活用の効果として、各市町村において新たな社会資源が開発され、障害者の自立した生活や社会参加が推進されるとともに、適切なサービスを効率的に提供することが期待されるものであるが、今年度本事業を活用した市町村は 15 市町村のみとなっている。

なお、平成 30 年度報酬改定により、地域生活支援拠点等における地域の体制づくりの機能を強化する観点から、特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所を含む。）を中心に、支援困難事例等についての課題検討を通じ、共同で対応したことを評価する地域体制強化共同支援加算が創設されるが、これにより明らかとなった地域課題等については協議会に報告す

ることとなっているため、報告された地域課題等の解決に向けた対応のために地域生活支援事業の補助メニューを活用することが想定されるので、市町村においては、本事業を積極的に活用し、地域生活支援拠点等との連携強化を含め、協議会のさらなる活性化を図られたい。

また、平成 29 年度より、地域生活支援事業費等補助金の都道府県メニューとして、「障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業」を創設し、都道府県が管内市町村に対して、先進的取組事例の紹介や、意見交換等の機会を設ける場合の費用を補助することとしているので、都道府県においても、こうした事業等を活用し、管内市町村の協議会の活性化を図られたい。【関連資料 6】

(2) 相談支援専門員の研修体系の見直し及び主任相談支援専門員について

① 相談支援専門員の研修体系の見直しについて

相談支援専門員の養成については、平成 27 年 12 月の障害者部会報告書等において、

- ・相談支援専門員の確保と資質の向上に向け、実地研修の実施を含めた研修制度の見直しを行うべき
- ・事業所や地域において指導的役割を担う主任相談支援専門員の育成に必要な研修プログラムを新たに設けるべき

等の指摘を受けたことを踏まえ、厚生労働科学研究により新たな研修プログラムを開発してきたところであり、平成 30 年度より順次、本研究の成果等を基にした新たな研修体系へ見直すこととしたので、内容についてご承知置きいただくようお願いする。【関連資料 7】

【新たな研修体系における見直しのポイント】

- ・カリキュラムの内容等の充実
 - 初任者研修 : 31.5 時間→42.5 時間
 - 現任研修（更新研修）: 18 時間→ 24 時間
- ・現任研修及び更新研修の受講要件に一定の実務経験を追加
 - ※ 見直し前の研修修了者については、初回の現任研修又は更新研修の受講時は、なお従前の例による。
- ・主任相談支援専門員研修の創設

② 相談支援専門員研修の見直しに係る今後のスケジュールについて

相談支援専門員研修の見直しに係る今後のスケジュールについては、それぞれ以下のとおりとするので、新体系への移行が円滑に進むよう準備に遺漏なきようお願いする。【関連資料 8】

i) 初任者研修・現任研修・更新研修について

初任者研修、現任研修及び更新研修については、平成 30 年度の早い

段階で告示改正等を行い、各都道府県においては平成 31 年度より新体系に基づいた研修を実施する。

ii) 主任相談支援専門員研修について

主任相談支援専門員研修については、今年度中に公布される報酬改定の関連告示において創設され、平成 30 年度は、厚生労働省（民間団体に委託予定）が各都道府県の研修の企画・運営等を担う相談支援専門員を対象として研修を実施する予定である。

なお、研修の詳細が決定次第、各都道府県には追ってお示しするので、推薦する受講者の選定等の準備を進めていただくようお願いする。

また、各都道府県における研修は、平成 31 年度以降準備が整った都道府県から順次実施していただくので、各都道府県におかれては速やかに研修の企画・運営等の準備態勢を整えていただくようお願いする。

③ 主任相談支援専門員の要件等について

主任相談支援専門員の要件については、平成 30 年度報酬改定の関連告示により追ってお示しするが、以下の 2 点とすることとしている。

- ・相談支援従事者現任研修を修了後、相談支援業務（地域相談支援及び障害児相談支援を含む。）に 3 年以上従事していること
- ・主任相談支援専門員研修を修了すること

なお、主任相談支援専門員は基幹相談支援センターを主な配置先として想定しているが、各事業所における指導的役割を果たすことも期待されており、平成 30 年度報酬改定において、計画相談支援・障害児相談支援の事業所に主任相談支援専門員を含む 4 名以上の相談支援専門員を配置する等、質の高い体制を整備している場合は、特定事業所加算（Ⅰ）において評価することとしたので、あわせてご承知置きいただくようお願いする。

(3) サービス管理責任者等の研修体系の見直し等について

① サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系の見直しについて

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の研修については、現行制度では 1 回限りであり、振り返りや更新の機会となる研修等を国としては定めておらず、サービス管理責任者等の要件を満たした後における質の担保が困難であること等が指摘されていることを踏まえ、新たな研修プログラム開発に取り組んできたところである。

そのため、平成 30 年度の早い段階で以下の点を見直す告示改正等を行い、各都道府県において、平成 31 年度より新体系に基づいた研修を実施いただくので、相談支援専門員研修と同様、準備に遺漏なきようお願い

する。【関連資料 9】

【新たな研修体系における見直しのポイント】

- ・ 研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修及び更新研修の受講要件に一定の実務経験を追加
- ・ サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施
 - ※ 各分野等における必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修（任意研修）を創設して補完
- ・ 直接支援業務による実務要件を現行の 10 年以上から 8 年以上に緩和
- ・ 実務要件に 2 年満たない段階から、基礎研修の受講を可とする
例）相談支援業務（実務要件は 5 年以上）→ 3 年以上で受講可
直接支援業務（実務要件は 8 年以上）→ 6 年以上で受講可

② 研修制度見直しに伴う経過措置並びに事業所への配置に係る取扱いの緩和等について【関連資料 10】

i) 研修制度見直しに伴う経過措置について

今回の研修制度見直しに伴い、サービス管理責任者等の人材確保に支障が生じないように、以下のとおりの措置を行うこととする。

- ・ 見直し前の研修修了者については、研修修了年度に関わらず施行後 5 年間（平成 35 年度末まで）は、更新研修受講前でも要件を満たしていることみなす経過措置を設ける。
- ・ 実務要件を満たしている者が平成 31 年度～平成 33 年度までの間に基礎研修を修了した場合、研修修了後 3 年間は実践研修を受講していなくてもサービス管理責任者等としてみなす経過措置を設ける。

ii) 事業所への配置に係る取扱いの緩和等について

実務要件を満たしていない段階で基礎研修を受講した者が、研修修了後にサービス事業所等で OJT により業務経験を積むことができるよう、各サービス事業所等へのサービス管理責任者等の配置に係る取扱いを以下のとおり見直す。

- ・ サービス管理責任者を二名以上配置しなければならない場合（定員 61 名以上の生活介護事業所等）であって、実務要件を満たさずサービス管理責任者等が 1 名以上配置されている場合は、2 人目以降に配置する者が実務要件を満たしていない基礎研修修了者であっても、サービス管理責任者等とみなす。
- ・ 個別支援計画の原案作成については、実務要件を満たしていない基礎研修修了者も行うことができる旨を明確化する。

③ 現行制度におけるサービス管理責任者等の猶予措置の延長について
現行制度におけるサービス管理責任者等の研修修了要件については、

「事業の開始後1年間は、実務要件を満たす者については研修を修了しているとみなす」旨の猶予措置が平成30年3月末まで設定されているところであるが、見直し後の研修制度が平成31年4月から開始されることから、現行制度の上記猶予措置を平成31年3月末まで延長することとしているので、ご承知置きいただくようお願いする。【関連資料11】

- ④ 各都道府県におけるサービス管理責任者等研修の開催頻度等について
サービス管理責任者等の研修の開催回数や受講費用については、今後の事業者数の増加見込み等を踏まえた上で必要な養成数を確保する等の観点から、これまでも各都道府県において設定しているものと承知しているところではあるが、受講を希望しているにもかかわらず、事業所が所在する都道府県において研修を受講できないというご意見も一部あると聞いているところである。

上記のようなご意見もあることを踏まえ、各都道府県におかれては、設定している研修回数等が、管内のニーズを十分踏まえたものとなっているか再度点検いただくようお願いする。

また、平成31年度より新体系の研修が開始され、各都道府県においては、開催回数や研修1回当たりの定員等も大きく見直されることが想定されるため、平成31年度以降の研修開催回数等についても、合わせて早期にご検討いただくようお願いする。

なお、相談支援専門員研修の開催回数等についても同様に、再度点検いただくようお願いする。

(4) 平成30年度における国研修の開催予定について

平成30年度における相談支援専門員（なお、主任相談支援専門員研修の日程については別途お示しする。）及びサービス管理責任者等に係る国研修の受講者要件については、平成29年度と同様、既受講者又は次年度も継続して受講できる者を原則とし、以下の日程で実施する予定であるので、都道府県におかれては、適任者を推薦していただく等、御協力をお願いする。

相談支援従事者指導者養成研修会（国研修）

■日時：平成30年6月13日（水）～15日（金）

■場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院
（埼玉県所沢市並木4丁目1番地）

サービス管理責任者等指導者養成研修会（国研修）

■日時：平成30年9月12日（水）～14日（金）

■場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院
（埼玉県所沢市並木4丁目1番地）

(5) その他（地域生活支援事業の障害者相談支援事業について）

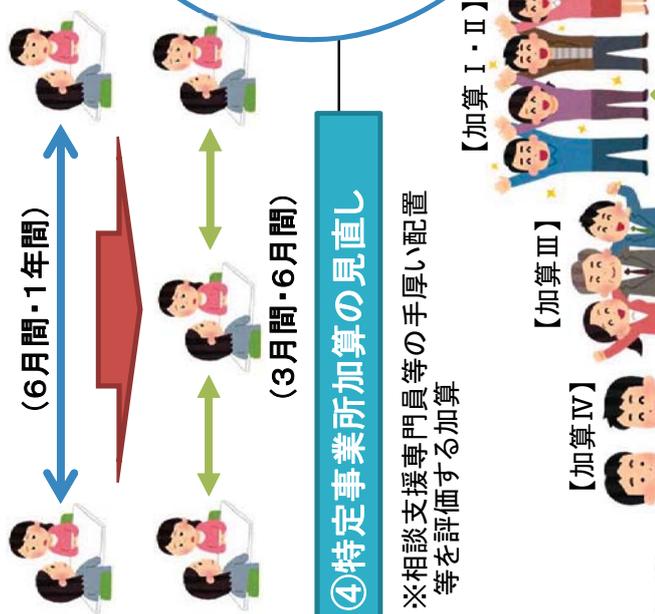
地域生活支援事業の市町村の必須事業として位置付けられている障害者相談支援事業については、平成30年度より実施要綱を改正し、事業内容の「権利の擁護のために必要な援助」に、精神科病院の入院患者の退院に向けた意思決定支援や退院請求などの権利行使の援助に努める旨を追加することとしている。

詳細については、精神・障害保健課資料の「2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について」をご参照いただきたい。

計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の適切な評価

①モニタリング実施標準期間の見直し

- 支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める
 - ※見直し後の期間適用には経過措置を実施
- サービス提供者事業者から利用状況について情報提供
- 市町村によるモニタリング結果の抽出と内容検証

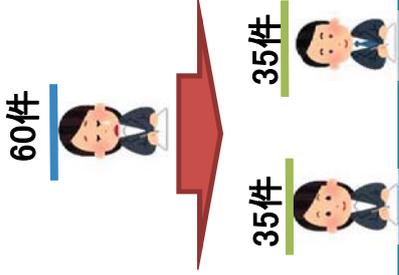


④特定事業所加算の見直し

※相談支援専門員等の手厚い配置等を評価する加算

②相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定

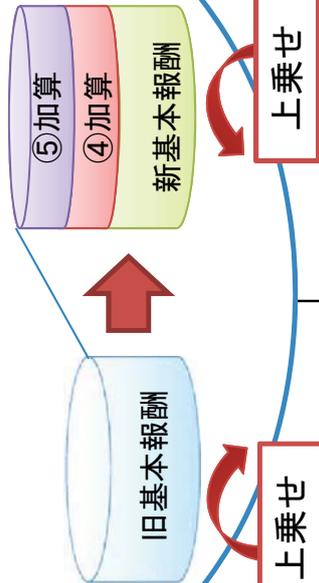
- サービスの質の標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が担当する一月の標準担当件数(35件)を設定
- 標準件数を一定程度超過(40件以上)する場合の基本報酬の逓減制を導入



⑤高い質と専門性を評価する加算の創設

③計画相談支援の基本報酬の見直し

- 業務負担に応じた加算を設けること等に伴い、一定程度引き下げ
 - ※障害児相談支援は見直しを行わない
 - ※新単価の適用には経過措置を実施



- 支援の質の向上と効率化を図るために特定事業所加算を拡充
 - ・より充実した支援体制を要件とした区分を創設
 - ・事業者が段階的な体制整備を図れるよう、現行の要件を緩和した区分を一定期間に限り設ける

- 必要に応じた質の高い支援を実施した場合に、支援の専門性と業務負担を評価
 - (初回加算、入院時情報連携加算、退院・退所加算、サービス提供時モニタリング加算、サービス担当者会議実施加算等7項目)
- 専門性の高い支援を実施できる体制を整えていることを適切に評価
 - (行動障害支援、要医療児者支援、精神障害者支援の各体制加算)

① モニタリング実施標準期間の見直し（計画相談支援）

○ サービス等利用計画等の定期的な検証（モニタリング）の標準期間について、支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。

対象者	旧基準	見直し後	
		30年度～	31年度～
新規サービス利用者	1月間 ※利用開始から3月のみ	1月間 ※利用開始から3月のみ	1月間
在宅の障害福祉サービス 障害児通所支援等	集中的支援が必要な者 【新サービス】 就労定着支援、自立生活援助、 日中サービス支援型共同生活援助 居宅介護、行動援護、同行援護、 重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、 自立訓練	1月間	1月間
		6月間	3月間
		6月間	6月間
【施設入所等】障害者支援施設、のぞみの園、療 養介護入所者、重度障害者等包括支援	6月間	6月間	6月間 ※65歳以上で介護保険の ケアマネジメントを 受けていない者は3月間
	1年間	1年間	6月間

※ 現に計画作成済みの対象者については、各見直し時期以降に計画再作成（又は変更）を行うまでは、なお従前の例による。

② 相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定（計画相談支援・障害児相談支援）

- 計画相談支援・障害児相談支援の質のサービスの標準化を図るため、1ヶ月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とする

※「1ヶ月平均」とは当該月の前6月間の利用者の数を6で除して得た数を指す

③ 基本報酬の見直し（計画相談支援）

- 業務負担に応じた加算を設けること等に伴い、計画相談支援の基本報酬を引下げ。
 - 標準担当件数を一定以上超過する場合（40件以上）の基本報酬の逓減制を導入。
- ※ 障害児相談支援は、モニタリング標準期間の見直しを行わないことから、基本報酬は据え置き。

（計画相談支援）

〔旧単価〕	
イ サービス利用支援費	1,611単位
ロ 継続サービス利用支援費	1,310単位

〔見直し後〕

イ サービス利用支援費	
（1） サービス利用支援費（Ⅰ）	1,458単位（1,611単位）
（2） サービス利用支援費（Ⅱ）	729単位（806単位）
ロ 継続サービス利用支援費	
（1） 継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1,207単位（1,310単位）
（2） 継続サービス利用支援費（Ⅱ）	603単位（655単位）

注1）（Ⅰ）については、利用者数が40未満の部分について算定。（Ⅱ）については、40以上の部分について算定。
 注2） 新単価については、施設入所等及び新サービス以外の利用者については平成31年度から適用。平成30年度中は括弧内の単価を適用。

（障害児相談支援）

〔旧単価〕	
イ 障害児支援利用援助費	1,611単位
ロ 継続障害児支援利用援助費	1,310単位

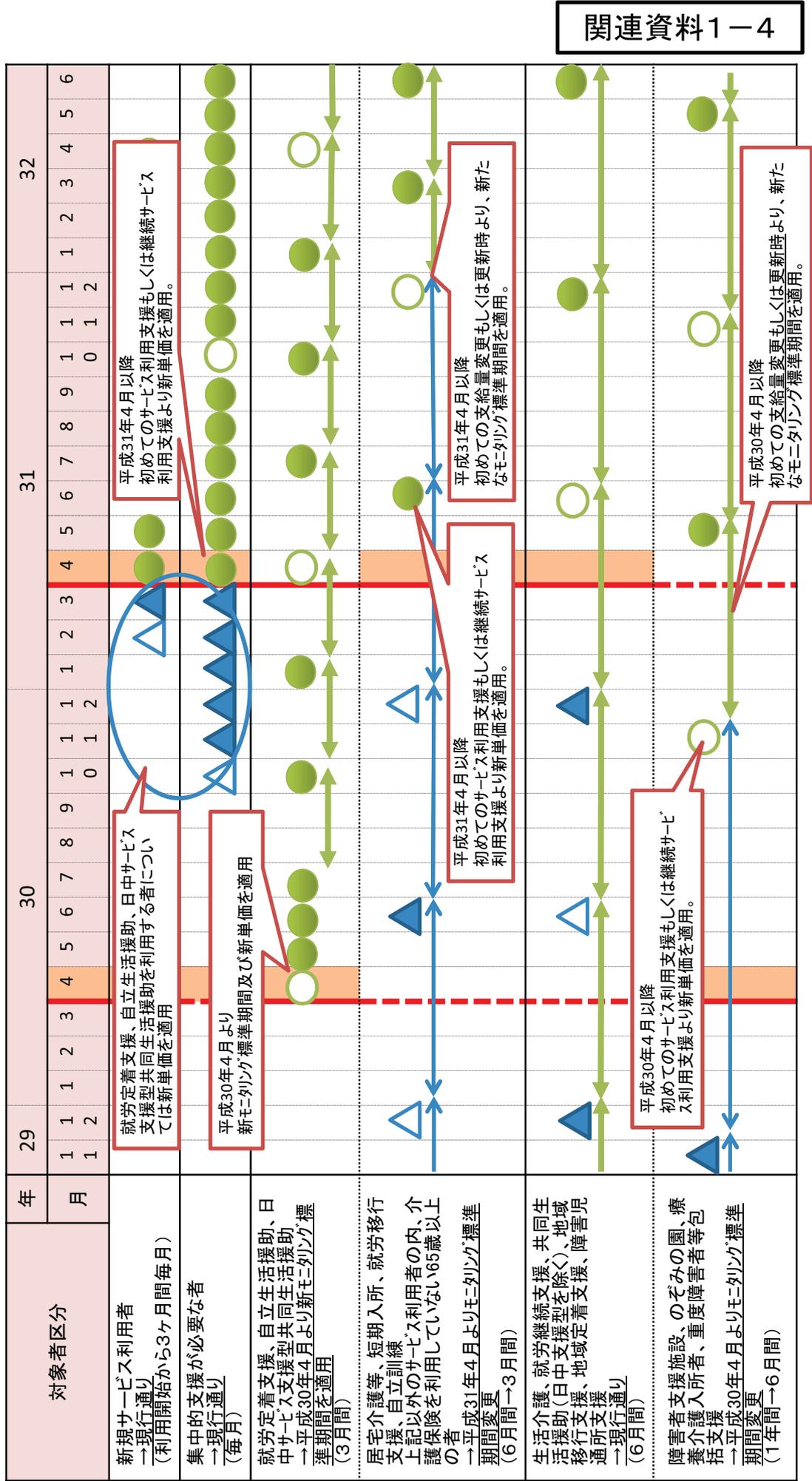
〔見直し後〕

イ 障害児支援利用援助費	
（1） 障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,620単位
（2） 障害児支援利用援助費（Ⅱ）	811単位
ロ 継続障害児支援利用援助費	
（1） 継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,318単位
（2） 継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）	659単位

注） 算定方法は、計画相談支援の注1と同様。

モニタリング標準期間の改定と報酬の適用について(イメージ)

現行単価	サービス利用支援費 △ 1,611単位	継続サービス利用支援費 ▲ 1,310単位	新単価	サービス利用支援費 ○ 1,458単位	継続サービス利用支援費 ● 1,207単位	モニタリング標準期間 旧 ←→ 新 ※変更なし含む
------	------------------------	--------------------------	-----	------------------------	--------------------------	---------------------------------



関連資料1-4

④ 特定事業所加算の見直し（計画相談支援、障害児相談支援）

○ 特定事業所加算について、より充実した支援体制及び主任相談支援専門員の配置を要件とした加算の類型を追加し、加算取得率が低調なことを踏まえ、事業者が段階的な体制整備を図れるよう、現行の要件を緩和した加算の類型を一定期間に限り設ける。

[現行]
 特定事業所加算 300単位/月



[見直し後]
 (1) 特定事業所加算 (I) 500単位/月
 (2) 特定事業所加算 (II) 400単位/月
 (3) 特定事業所加算 (III) 300単位/月
 (4) 特定事業所加算 (IV) 150単位/月

算定要件		I	II	III	IV
(1)-①	専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、その内1名が主任相談支援専門員であること。	○	-	-	-
(1)-②	専ら指定特定相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	-	○	-	-
(1)-③	専ら指定特定相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	-	-	○	-
(1)-④	専ら指定特定相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	-	-	-	○
(2)	利用者に関する情報又はサービス提供に当たった際の留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に行うこと。	○	○	○	○
(3)	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。	○	○	○	-
(4)	新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員（現任研修修了者）の同行による研修を実施していること	○	○	○	○
(5)	基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること	○	○	○	○
(6)	基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
(7)	計画相談支援と障害児相談支援の一月当たりの取扱件数が40件未満であること <small>(※) 現行の特定事業所加算を算定していた事業所が特定事業所加算(III)を算定する場合は、平成31年3月までは要件を満たさなくても算定可</small>	○	○	○	○ (※)

⑤ 高い質と専門性を評価する加算の創設（計画相談支援、障害児相談支援）

- 必要に応じた質の高い支援を実施した場合に、実施した支援の専門性と業務負担を適切に評価するとともに、専門性の高い支援を実施できる体制を整えている場合に、その体制整備を適切に評価するための加算を創設。
- ア 利用者の入院時や退院・退所時等、サービスの利用環境が大きく変動する際に、関係機関との連携の下で支援を行うことを評価するための加算（居宅介護支援事業所等連携加算は計画相談支援のみ）

加算名	内 容	単位数
入院時情報連携加算	利用者の入院時に利用者情報を入院先の病院等に提供した場合	加算（Ⅰ）200単位/月 加算（Ⅱ）100単位/月
退院・退所加算	利用者の退院・退所時に退所施設等から情報収集を行い計画作成した場合	200単位/回
居宅介護支援事業所等連携加算	利用者の介護保険への移行時にケアマネ事業所のケアプラン作成に協力した場合	100単位/月
医療・保育・教育機関等連携加算	障害サービス等以外の教育機関等から情報収集を行い計画作成した場合	100単位/月

- イ モニタリング時等において、サービス提供場面を確認するなど、利用者の状況確認や支援内容の調整等を手厚く実施したことを評価するための加算

加算名	内 容	単位数
初回加算（障害児相談支援は既設）	新規に計画作成を行った場合	300単位/月
サービス担当者会議実施加算	モニタリング時にサービス担当者会議を開催し、計画変更等の検討をした場合	100単位/月
サービス提供時モニタリング加算	利用者が利用するサービス事業所等を訪問し、サービス提供場面を確認し記録した場合	100単位/月

- ウ 医療的ケアを必要とする障害児等、より高い専門性が求められる利用者を支援する体制を有していることを評価するための加算

加算名	内 容	単位数
行動障害支援体制加算	強度行動障害支援養成研修（実践研修）等の修了者を配置し、その旨公表する場合	35単位/月
要医療児者支援体制加算	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の修了者を配置し、その旨公表する場合	35単位/月
精神障害者支援体制加算	精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等の修了者を配置し、その旨公表する場合	35単位/月

相談支援の体制充実及び質の向上による効果(イメージ)

<地域生活の充実>

- ◆ 自立生活援助の活用
- ◆ 地域定着支援の活用
- 単身等生活者の増加

- ◆ 虐待の防止・早期発見・早期対応
- ◆ 地域移行支援の活用
- ◆ 地域移行後の支援調整
- 地域移行者の増加

<地域移行の促進>



(入所施設・病院)

特定相談支援事業者
一般相談支援事業者

計画相談支援の充実(報酬改定)

- モニタリング頻度の増加
- 特定事業所加算の充実と緩和
- 連携および質の確保に対する加算創設
- 体制の安定による

質の向上および効率化

基幹相談支援センター



保健師
主任相談支援専門員

相談支援専門員等の人材育成

- ・ 相談支援事業者への助言・指導
- ・ サービス等利用計画の評価・検証

地域移行の体制整備
: 病院・施設への働きかけ(対象者把握等)
: 特定・一般相談支援事業者への支援

◆ 基幹相談支援センターの充実

- ・ 設置の促進
- ・ 主任相談支援専門員の配置
- 平成30年度予算案に計上

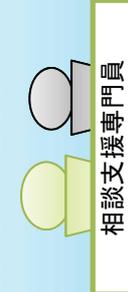
- ◆ サービスの質の向上
- ◆ 障害福祉サービス以外の活用
- ◆ サービス内容・量の適正化
- サービス等利用計画の見直し

特定相談支援事業者
(障害児相談支援事業者)



相談支援専門員

特定相談支援事業者



相談支援専門員

◆ 相談支援専門員の質の向上

- ・ 法定研修カリキュラム改定
- ・ 主任相談支援専門員研修創設
- 平成30年度報酬改定において対応



(各種ヘルプサービス
放課後等デイサービス)

- ◆ 事業所マッチングの適正化
- ◆ サービスの質の向上
- ◆ 就業・生活支援センターとの連携
- ◆ 就労定着支援の活用
- 一般就労への移行および定着者増加

(就労支援系事業所)

関連資料1-7

<一般就労への移行促進>

主任相談支援専門員養成研修等事業について

平成30年度予算額案 13,766千円(新規)

概要

地域における相談支援等の指導的役割を果たす主任相談支援専門員を養成するための研修を実施するとともに、主な配置先となる基幹相談支援センターの設置促進を図るための方策の検討等を行う。

事業内容等

【事業内容】

- ・主任相談支援専門員養成研修の実施及びテキスト案の作成
- ・基幹相談支援センター設置促進の方策の検討
- ・基幹相談支援センターにおける取組の好事例を収集、具体的な取組方法を整理・分析した手引き等の作成

【実施主体】 国(民間団体へ委託予定)

(参考)

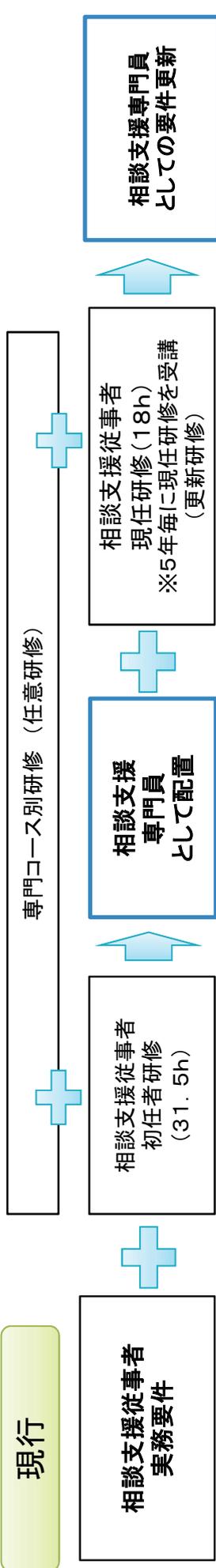
事業	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
1. 主任相談支援専門員養成関係	<ul style="list-style-type: none"> ・制度創設の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・主任相談支援専門員養成テキストの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・国による養成実施 	
2. 基幹相談支援センター設置促進関係		<ul style="list-style-type: none"> ・取り組みの好事例の収集、具体的な取り組み方法等の整理分析による設置運営のための手引きの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県による養成開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村において手引きも活用し、センターの設置を促進

関連資料5

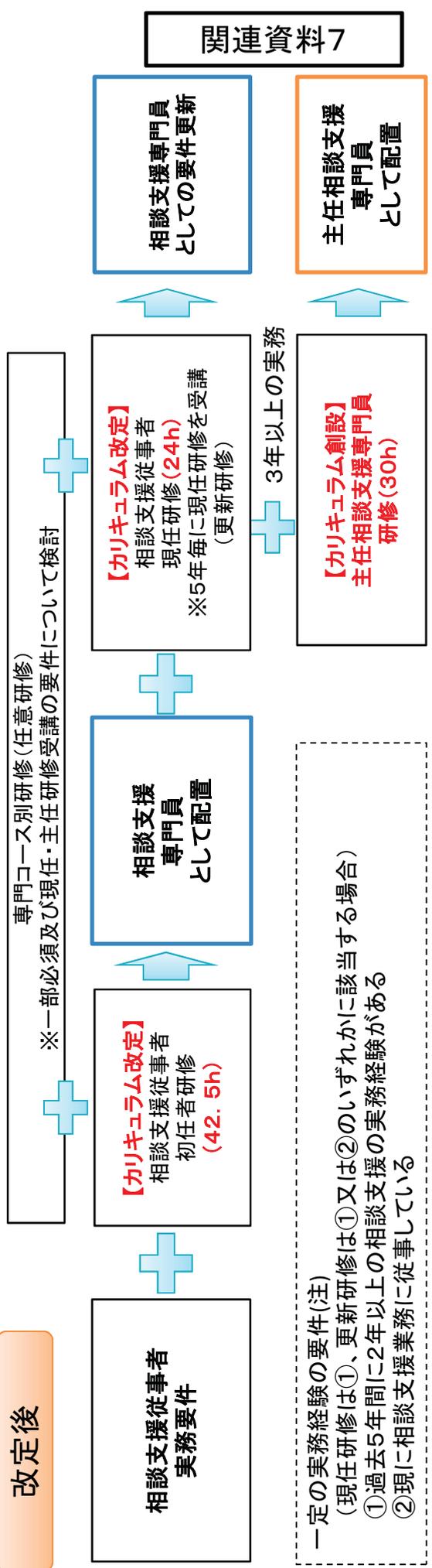
相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**現行のキャリアラムの内容を充実する。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いつながらスキルアップできるように、現任研修(更新研修含む)の受講に当たり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(注)**を追加。(※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、**相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、主任相談支援専門員研修を創設。**

現行



改定後



一定の実務経験の要件(注)
 (現任研修は①、更新研修は①又は②のいずれかに該当する場合)
 ①過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある
 ②現に相談支援業務に従事している

関連資料7

見直しのスケジュール

	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
初任者研修	都道府県による旧カリキュラムの研修実施	都道府県による旧カリキュラムの研修実施	都道府県による新カリキュラムの研修開始	都道府県による新カリキュラムの研修開始
現任研修 (更新研修)		<ul style="list-style-type: none"> カリキュラムの告示改正 新カリキュラムの内容等について周知 	都道府県による新カリキュラムの研修開始	
主任相談支援 専門員研修	<ul style="list-style-type: none"> 告示新設 ※報酬告示も見直し 		国による研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 準備が整い次第、都道府県による研修を順次実施

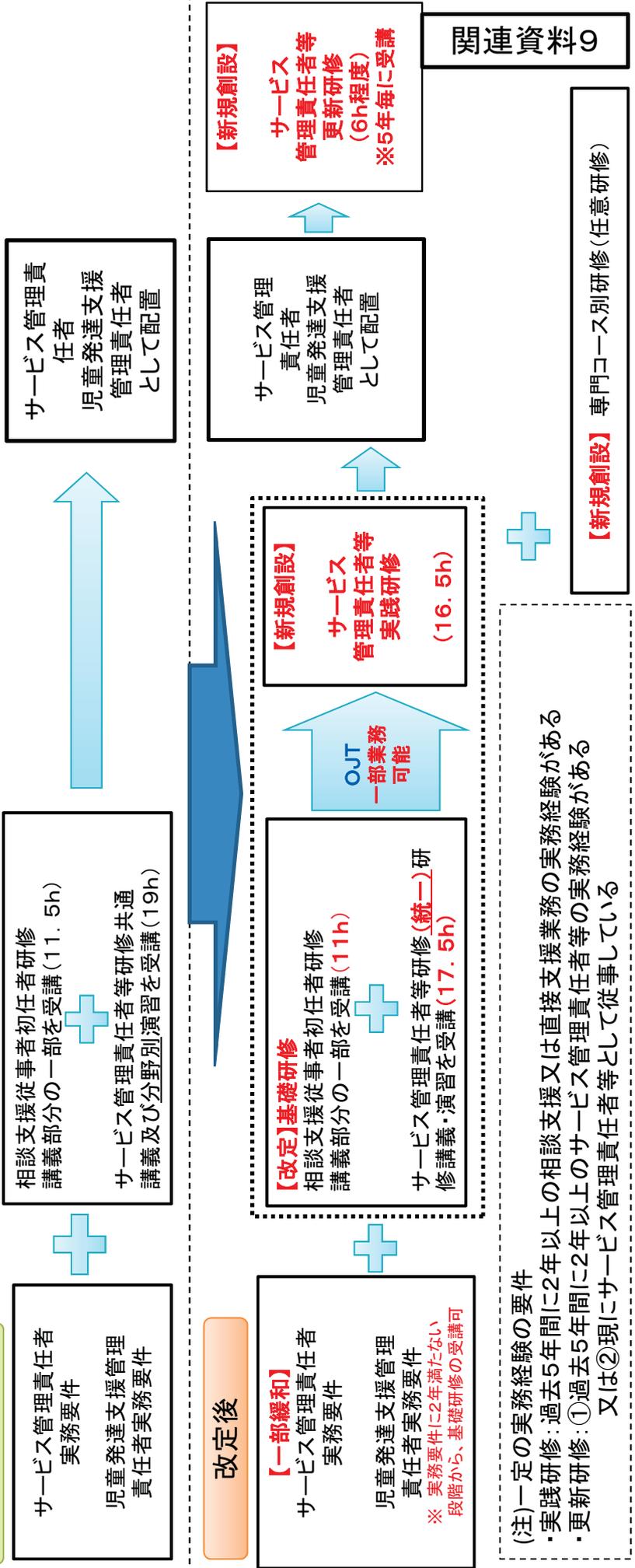
関連資料8

174

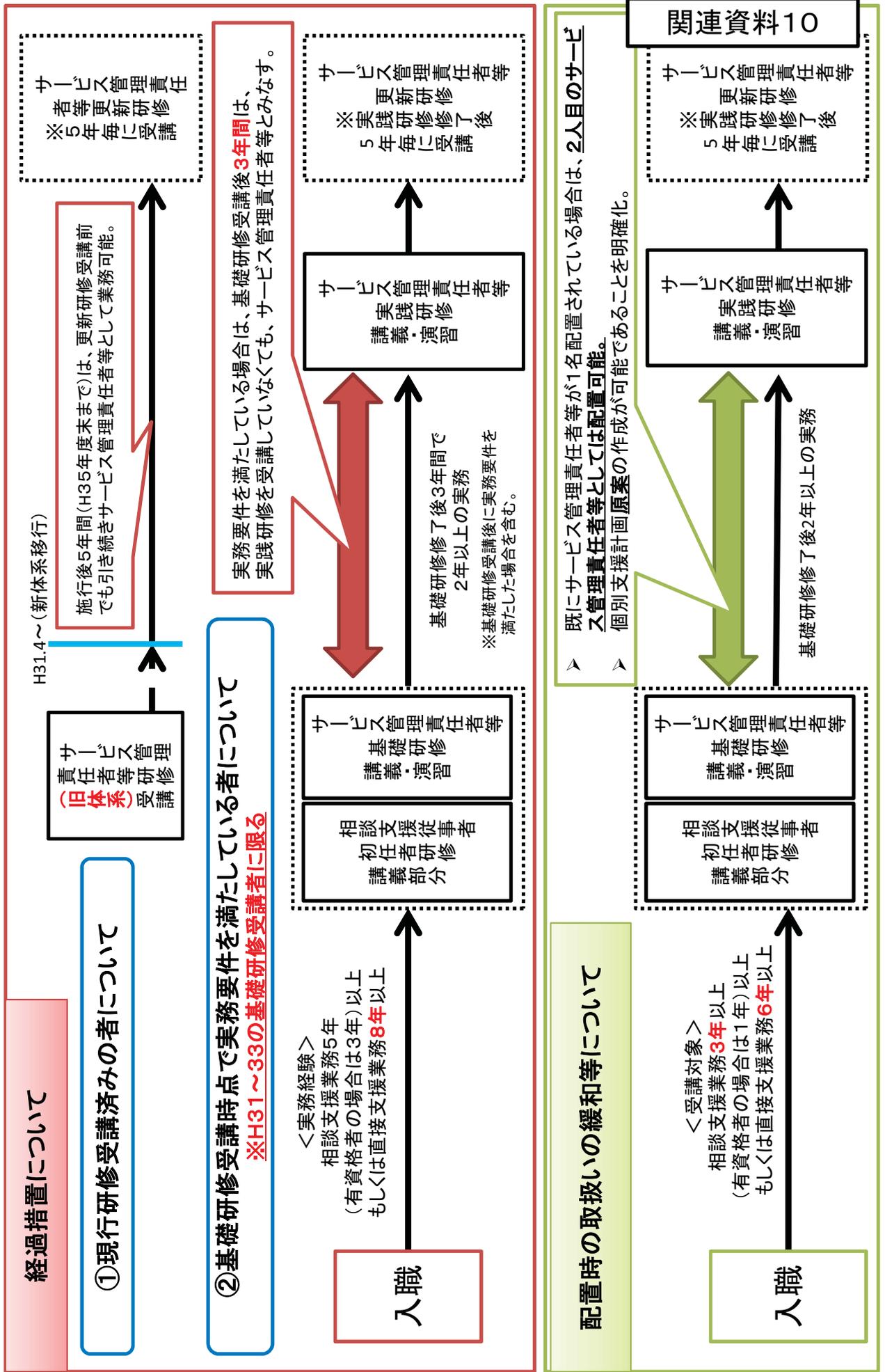
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いつながりながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、**実践研修・更新研修の受講に当たって、一定の実務経験の要件(注)**を設定。
※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可成とする等の見直しを行う。
※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

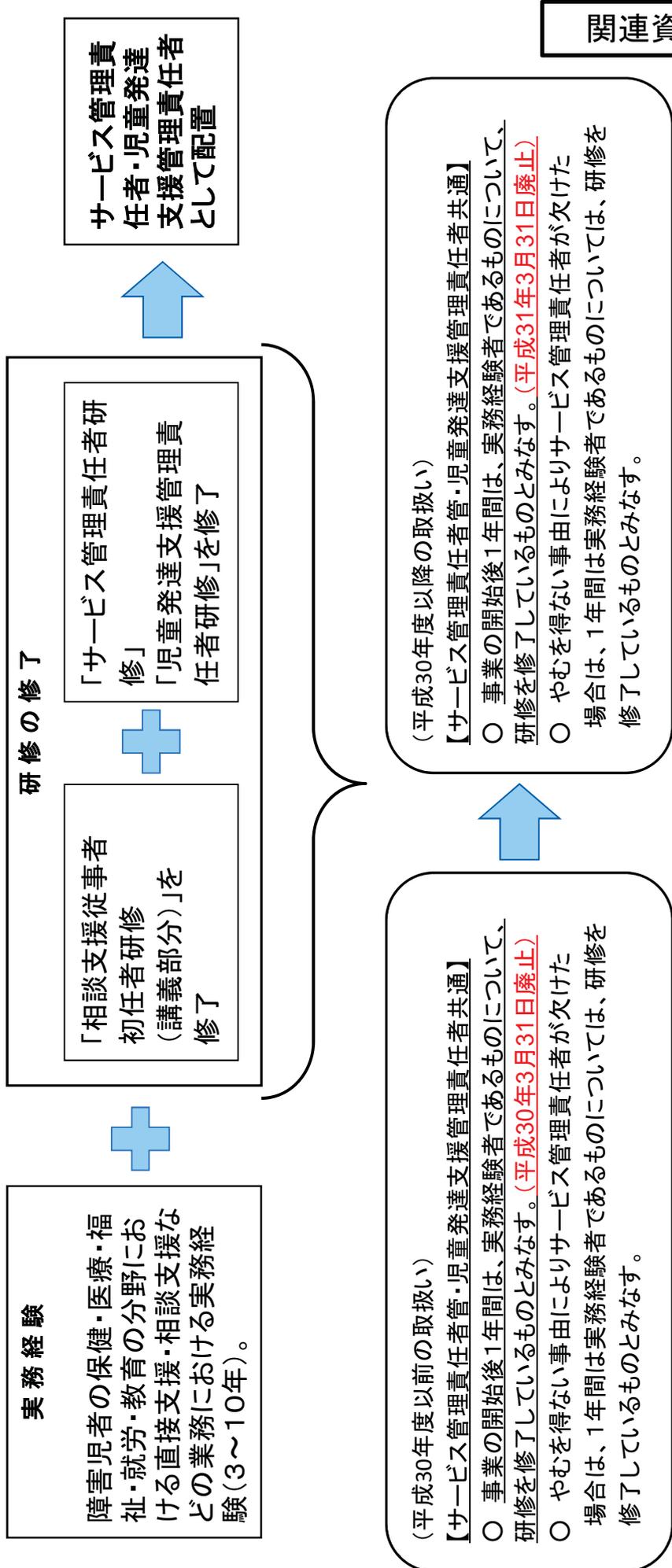
現行



サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について



サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件



11 障害者の地域生活への移行等について

(1) 障害者の地域生活への移行について

① 自立生活援助の創設について

障害者総合支援法の改正により創設される「自立生活援助」は、障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者に対して、自立生活援助事業所の従業者が定期的な居宅訪問や随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行うサービスである。(関連資料1)

都道府県並びに市町村におかれては、平成30年4月施行に向けて、2月21日付事務連絡でお示しした留意点を参考に、事業者の指定や支給決定の実施、管内の事業者等への周知等、円滑な施行に向けた準備を進めていただくようお願いする。(関連資料2)

② 地域相談支援の拡充について

地域相談支援(地域移行支援及び地域定着支援)は、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行及び地域移行後の地域生活への定着を着実に進めるため、平成24年4月から施行されているところであるが、利用実績は障害福祉計画における利用見込量を大きく下回る水準で推移している。(関連資料3)

このため、平成30年度報酬改定においては、地域相談支援を活性化し、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行を更に促進するため、

【地域移行支援】

- ・ 地域移行実績や専門職の配置、施設や精神科病院等との緊密な連携を評価する新たな基本報酬を設定
- ・ 障害福祉サービスの体験利用加算における初期の業務量を評価する見直し
- ・ 精神科病院への入院の期間や形態に関わらず支援の対象であることを明確にするための通知改正

【地域定着支援】

・ 深夜(午後10時から午前6時までの時間)における電話による相談援助を評価する新たな緊急時支援費を設定
等を行うこととしている。(関連資料4)

また、相談支援事業者が、地域相談支援と自立生活援助を組み合わせることも想定されており、これらの支援を有機的に実施することで、より有効な取り組みとなることが期待される。

地域相談支援を活用している都道府県並びに市町村におかれては、引き続き、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行の促進に努めていただきたい。

また、地域相談支援の利用実績がない若しくは低調な都道府県並びに市町村におかれては、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行を着実に進めるため、地域相談支援の提供体制の確保に取り組むようお願いする。

③施設入所者の地域生活への移行について

障害福祉計画では、「施設入所者の地域移行」及び「施設入所者数の削減」が第1期から継続して成果目標となっており、第5期障害福祉計画（平成30年～32年度）における成果目標は以下のとおりとなっているので、自立生活援助や地域相談支援の活用、グループホームの整備促進等に取り組み、引き続き、施設入所者の地域生活への移行に努められたい。

成果目標（計画期間が終了するH32年度末の目標）

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：H28年度末施設入所者の9%以上
- ・施設入所者数：H28年度末の2%以上削減

※ 高齢化・重度化を背景とした目標設定

（2）共同生活援助（グループホーム）の利用促進について

①日中サービス支援型グループホームの創設について

平成30年度報酬改定により創設される「日中サービス支援型グループホーム」は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、また、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。（関連資料5）

都道府県並びに市町村におかれては、平成30年4月施行に向けて、2月21日付事務連絡でお示しした留意点を参考に、事業者の指定や管内の事業者等への周知等、円滑な施行に向けた準備を進めていただくようお願いする。（関連資料2）

②強度行動障害者地域移行特別加算・精神障害者地域移行特別加算の創設について

長期間、障害児者支援施設や精神科病院に入所・入院していた障害者の地域移行の促進するため、グループホーム又は宿泊型自立訓練において、障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害を有する者や精神科病院に1年以上入院していた精神障害者を受け入れ、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行うことを評価する「強度行動障害者地域移行特別加算」並びに「精神障害者地域移行特別加算」を平成30年度から創設することとしている。

都道府県並びに市町村におかれては、当該加算を活用し、長期間、障害児者支援施設や精神科病院に入所・入院していた障害者の地域移行の促進に努められたい。

③グループホームの整備促進について

グループホームは、障害者の地域における住まいの場として大きな役割を担っており、平成 29 年 10 月時点の利用者数は 11.2 万人（介護サービス包括型：9.5 万人、外部サービス利用型：1.7 万人）であり、第 4 期障害福祉計画の平成 29 年度末における利用者見込数 12.2 万人と比較して、ほぼ同水準となっている。（関連資料 6）

第 5 期障害福祉計画（平成 30 年～32 年度）においても、これまでと同様、グループホームの利用見込は高いことが想定されるため、引き続き、グループホームの整備促進に努められたい。

④グループホームの防火安全対策について

グループホームの防火安全対策については、消防法施行令等に基づき、適正に運用されているところであるが、都道府県並びに市町村におかれては、管内の消防署等と連携を図りつつ、関係事業所等に対して適切に指導等を行い、スプリンクラー設備等の設置義務のない場合も含め、グループホームの防火安全体制の推進に万全を期されるようご協力をお願いする。

（3）矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援について

矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援については、地域生活定着支援センターと保護観察所が協働し、グループホーム等の福祉施設等への受け入れ調整等を実施しており、地域移行支援の対象としている。

また、都道府県地域生活支援事業の「矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業」を活用することも可能である。

矯正施設等の退所後、グループホーム等において、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合には、報酬上、地域生活移行個別支援特別加算により評価している。

さらに、平成 30 年度から、自立訓練や就労移行支援、就労継続支援において、矯正施設等を退所した障害者を受け入れ、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行うことを評価する「社会生活支援特別加算」を創設することとしている。

地域生活移行個別支援特別加算の算定実績は、全国的には増加傾向にあるが、算定実績の全くない自治体もあり、地域によって取組状況に差異がみられるため、都道府県並びに市町村におかれては、矯正施設等に入所している障害者の円滑な地域生活への移行に取り組むようお願いする。

(参考) 地域生活移行個別支援特別加算の算定実績の推移

	平成 26 年 10 月	平成 27 年 10 月	平成 28 年 10 月	平成 29 年 10 月
包括型GH	256 人	286 人	311 人	335 人
外部型GH	68 人	80 人	75 人	80 人
障害者支援施設	46 人	51 人	45 人	45 人
宿泊型自立訓練	33 人	53 人	66 人	60 人
合計	403 人	470 人	497 人	520 人

※障害者支援施設については、地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)(個人加算)の算定実績

(4) 自立訓練(機能訓練、生活訓練)の対象者見直しについて

自立訓練(機能訓練、生活訓練)は、平成 30 年度報酬改定において、訓練の対象者を限定している施行規則(機能訓練:身体障害者、生活訓練:知的障害者・精神障害者)を改正し、両訓練ともに障害の区別なく利用可能とする等の改正を行うこととしている。

これにより、例えば、視覚障害者に対する歩行訓練等を生活訓練として実施することや、高次脳機能障害による失語症者に対するリハビリ訓練を身体障害者手帳取得前から機能訓練として実施することが可能となる。

都道府県並びに市町村におかれては、自立訓練を希望する障害者や管内事業者等への周知等を行い、障害者のニーズに応じた訓練実施の促進に努められたい。

自立生活援助（平成30年4月～）の概要

サービス内容

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者に対して、一定の期間（原則1年間）にわたり、自立生活援助事業所の従業者が定期的な居宅訪問や随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等より、当該利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

※市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合は更新可能

対象者

- ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- ② 現に、一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者
- ③ 障害、疾病等の家族と同居しており（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

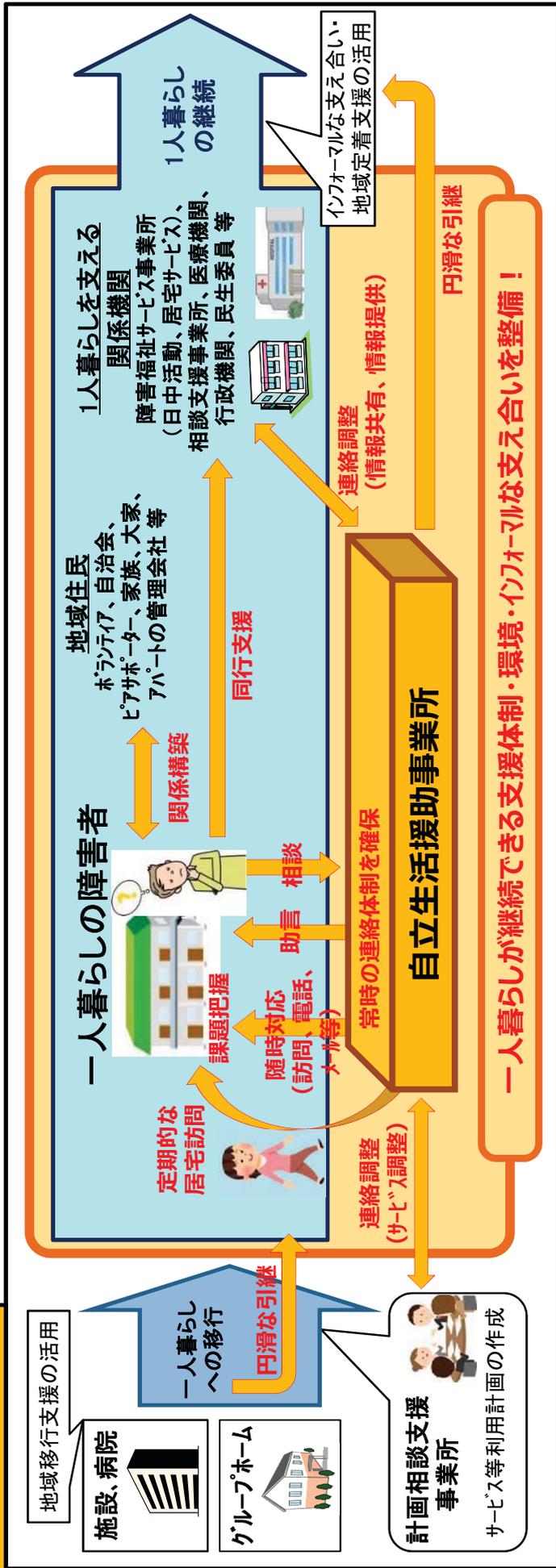
※自立生活援助による支援が必要な者（例）

- 地域移行支援の対象要件に該当する施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
- 人間関係や環境の変化等によって、1人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合（家族の死亡、入退院の繰り返し等）
- その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合

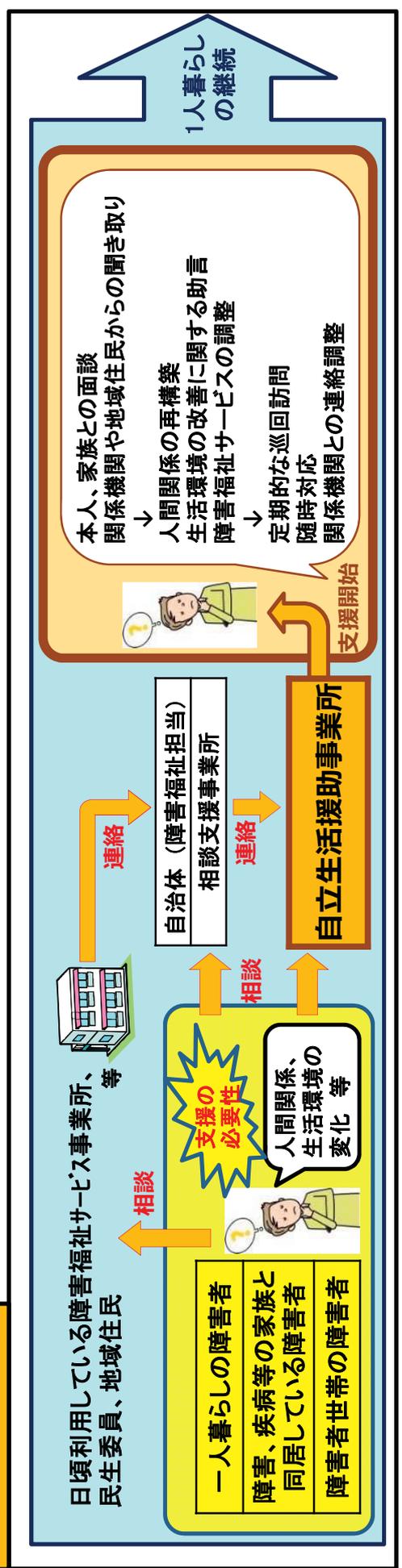
※家族による支援が見込めないと判断する場合（例）

- 同居している家族が、障害のため介護や移動支援が必要である等、障害福祉サービスを利用して生活を営んでいる場合
- 同居している家族が、疾病のため入院を繰り返したり、自宅での療養が必要な場合
- 同居している家族が、高齢のため寝たきりの状態である等、介護サービスを利用して生活を営んでいる場合
- その他、同居している家族の状況等を踏まえ、利用者への支援を行うことが困難であると認められる場合

支援のイメージ ①

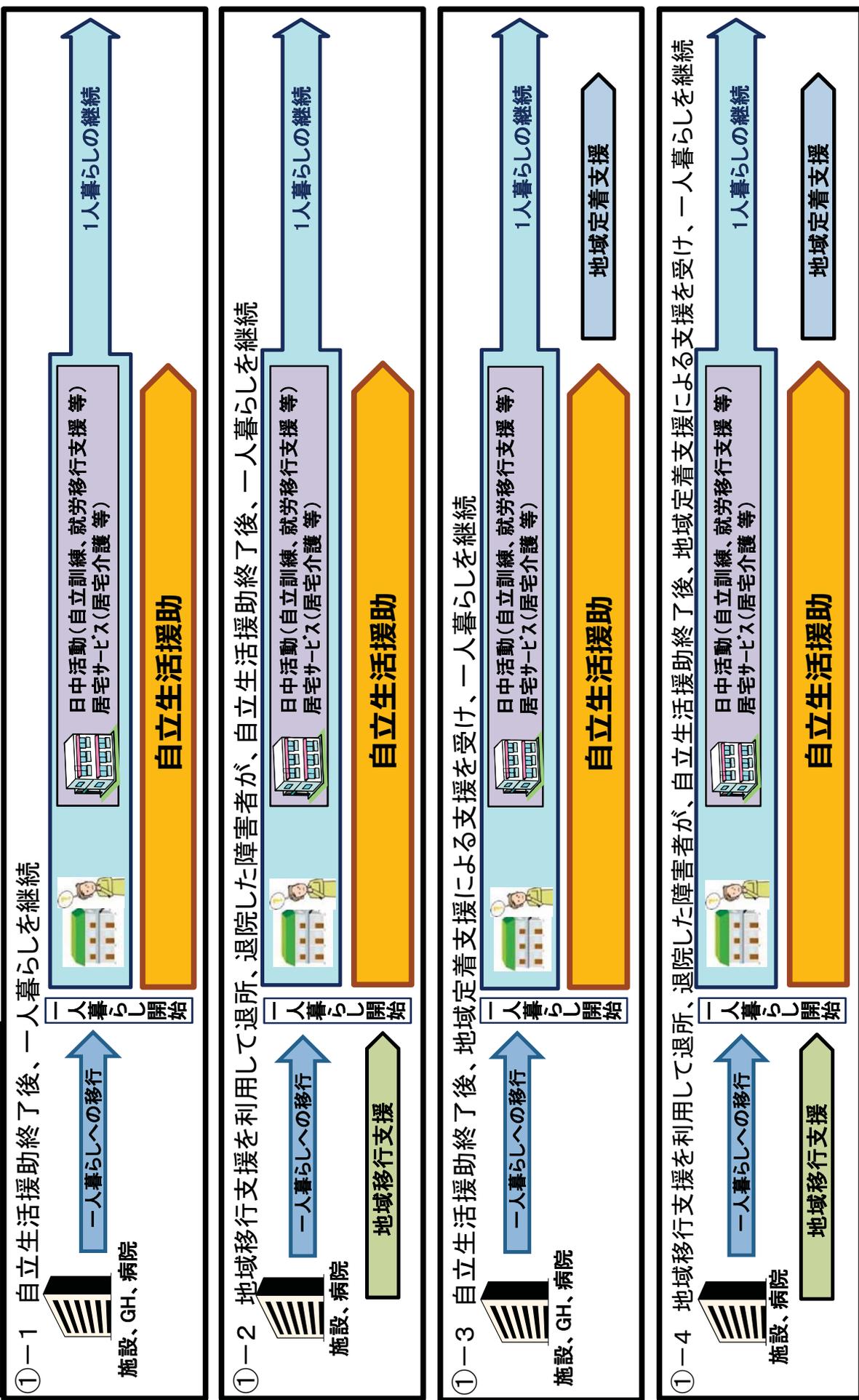


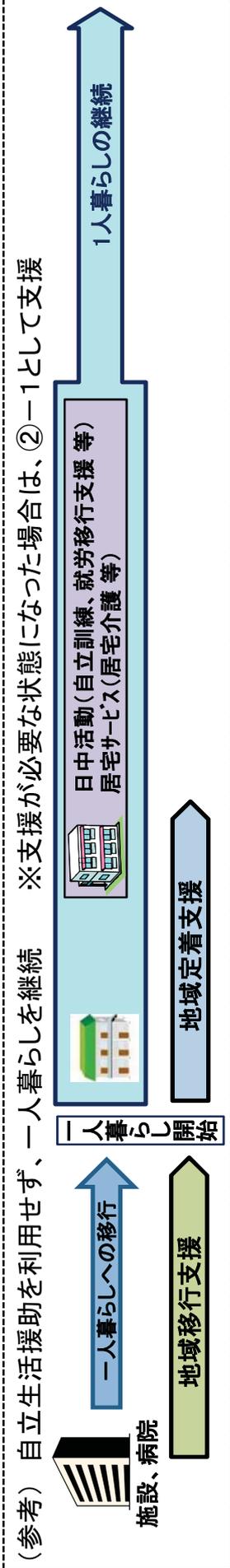
支援のイメージ ②



既存のサービスとの関係

※ 自立生活援助と、地域定着支援または就労定着支援との併給は認めない。







地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の報酬の見直し等

地域移行支援における地域移行実績等の評価

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行を促進するため、地域移行実績や専門職の配置、施設や精神科病院等との緊密な連携を評価した新たな基本報酬を設定。

地域移行支援サービス費（Ⅰ）	3,044単位/月
地域移行支援サービス費（Ⅱ）	2,336単位/月



地域移行支援サービス費(Ⅰ)を算定する事業所の要件

- (1) 当該事業所において、前年度に地域移行の実績を有すること。
- (2) 次の要件のうちいずれかを満たすこと。
 - ① 従業者のうち1人以上は、社会福祉士又は精神保健福祉士であること。
 - ② 従事者である相談支援専門員のうち1人以上は、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修(注)の修了者であること。
- (3) 1以上の障害者支援施設又は精神科病院等(地域移行支援の対象施設)と緊密な連携が確保されていること。
 - 「緊密な連携」の具体例（月1回以上が目安）
 - ・地域相談支援給付決定障害者の退院、退所等に向けた会議へ参加
 - ・地域移行に向けた障害福祉サービスの説明、事業所の紹介
 - ・地域移行など同様の経験のある障害当事者（ピアサポーター等）による意欲喚起のための活動

地域移行支援における障害福祉サービスの実験利用加算及び体験宿泊加算の見直し

障害福祉サービスの体験を行う初期の業務量を評価するため、障害福祉サービスの体験利用加算を拡充。

体験利用加算（Ⅰ）	500単位/日（初日から5日目まで）
体験利用加算（Ⅱ）	250単位/日（6日目から15日目まで）

地域移行支援事業所が、地域生活支援拠点等としての機能を担う場合について、障害福祉サービスの体験利用加算及び体験宿泊加算を拡充。

地域生活支援拠点等としての機能を担う場合 + 50単位

地域定着支援における深夜の電話による支援の評価

深夜（午後10時から午前6時までの時間）における電話による相談援助を評価した新たな緊急時支援費を設定。

緊急時支援費（Ⅰ）	709単位/日
緊急時支援費（Ⅱ）	94単位/日

地域移行支援における対象者を明確にするための通知改正

入院の期間や形態に関わらず支援の対象であることを明確にするため、「介護給付費等の支給決定等について(平成19年3月23日、障発第0323002号障害保健福祉部長通知)」の一部を削除。

第五-2-(1)

申請者が地域相談支援基準第1条第2号から第4号までに規定する施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者であることを確認する。
 なお、申請者が精神科病院に入院する精神障害者の場合については、長期に入院していることから地域移行に向けた支援の必要性が相対的に高いと見込まれる直近の入院期間が1年以上の者を中心に対象とすることとするが、直近の入院期間が1年未満である者であっても、例えば、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者についても対象となるので留意すること。

関連資料4

指定一般相談支援事業所の指定申請に係る提出書類一覧

様式番号	書類名	チェック	備考
様式第1号	指定一般相談支援事業所 指定申請書		
付表14	指定一般相談支援事業所の指定に係る記載事項		
付表 別紙	他の事業所又は施設の従事者と兼務する地域移行支援・地域定着支援に従事する者		※相談支援専門員等を他の職種と兼務とする場合に記載。
別紙2	勤務体制・形態一覧表		雇用関係の分かる書類、組織体制図を添付すること。
-	雇用関係の分かる書類 ※平成30年4月1日指定より対象		雇用契約書または雇用証明一覧表
-	定款又は寄付行為等		原本証明が必要。(別紙参照)
-	登記事項証明書又は条例等		地方自治体の場合は条例、その他の場合は登記事項証明書(写しの場合は原本証明が必要)を添付。
参考様式1	事業所平面図		相談支援事業専用部分、他事業との共用部分がわかるようマーカー等で色をつけ、各部屋の面積を記入すること。 外観、内部の写真を添付すること。
-	案内図		最寄り駅やバス停、近隣の同一法人経営施設等との位置関係がわかるもの。
参考様式2	設備・備品等一覧表		
参考様式3	管理者経歴書		
参考様式3	相談支援専門員経歴書		相談支援専門員としての実務経験が確認できるように記載すること。 必要な場合は、資格証等の写しも添付すること。
参考様式4又は参考様式5	相談支援専門員実務経験証明書		
-	相談支援専門員の相談支援従事者研修修了証等の写し		相談支援従事者初任者研修修了証の写し(原本証明したもの)を添付。 修了年度によっては、相談支援従事者現任研修修了証の写し(原本証明したもの)の添付も必要。 ※相談支援従事者初任者研修修了の資格は、修了年度の翌年から5年度の間現任研修を修了しなければ失効することに注意。
参考様式3	その他の従業者(地域移行支援・地域定着支援に従事する者)経歴書		※相談支援専門員以外に従事する者がある場合に記載。
-	運営規程		
参考様式6	利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要		
参考様式7	主たる対象者を特定する理由等		事業の対象とする主たる障害の種別を特定する場合のみ添付。 ※原則全障害対応すること
追加様式	指定一般相談事業者の指定に係る誓約書		
参考様式10	役員等名簿		
-	資産状況が確認できる書類		賃借対照表、財産目録等
障害福祉サービス事業等開始届	障害福祉サービス事業等開始届		

(別紙)

一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業にかかる 定款の表記について

「一般相談支援事業」と市町村指定の「特定相談支援事業」及び「障害児相談支援事業」にかかる指定申請においては、それぞれ法律名および事業名について明記してください。

- 以下に参考例を掲載しましたが、法人によって記載方法が違います。記載方法については、**必ず関係機関に確認してください。**
- 社会福祉法人や医療法人など、定款の変更に所轄庁の許可が必要な法人については、**必ず所轄庁の指示に従ってください。**
- 閲覧期間が必要など**手続きに時間を要する場合があります**ので、前もって関係機関に確認しその指示に従ってください。
- **法律名にご留意ください。**
「障害者自立支援法」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に変更してください。
障害児相談支援事業は「児童福祉法」です。

《参考例：株式会社、有限会社など》

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業及び特定相談支援事業並びに児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

※なお、指定申請の際は、必ず定款変更完了後に、申請書をご提出ください。
定款変更手続きが完了していない場合、指定申請書類について受理いたしかねます。